

## 別 紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

甲斐市は、北部の豊かな森林資源や自然景観を有する中山間地域と、南部の住宅地と農地が混在する平坦な市街化地域という、異なった2つの顔を持っている。北部地域は令和2（2020）年に日本遺産に認定された御嶽昇仙峡などの景勝地を有し、自然条件を利用した果樹栽培やワイン醸造なども行われており、一部は秩父多摩甲斐国立公園に指定されている。一方、南部地域は、歴史的に度重なる釜無川の氾濫とそれを鎮める信玄堤に象徴される人間の知恵と努力が肥沃な土壤を生み、豊かな農作物を育んでいる。また、地理的、交通環境、良好な景観などの有利性から住宅地としても発展をしてきた。富士山や八ヶ岳、南アルプスの山々が優美な姿を見せる眺望は甲斐市を代表する景観となっている。東京から約100kmという位置や中央自動車道と中部横断自動車道が接続する交通環境は、東京圏・東海圏との移動時間の短縮や他の圏域とを結ぶ役割を担っている。

人口は、これまで増加してきたが、少子高齢化の進行に伴い、長期的にみると減少に向かうものと推計されている。人口構成は、県内でも若く、高齢化率は国・山梨県より低い水準で推移している。近年、転入者が転出者を上回る社会増の状態が続いている、特に20～30代の若い世代の転入者が多い傾向がみられる。

産業別就業人口は、第1次産業は2015年の986人（2.7%）から2020年には909人（2.5%）と減少している。第2次産業は10,694人（29.0%）から10,574人（29.0%）と減少している。第3次産業は24,111人（65.4%）から24,747人（68.0%）と増加しており、第3次産業就業者の増加が顕著である。

産業別にみると、卸売業・小売業が最も多く7,662人（21.0%）、ついで製造業が7,642人（20.1%）、ついで医療・福祉が5,160人（14.2%）となっている。

市内中小企業・小規模企業者は、全事業者の9割以上を占めている。このような実態を踏まえ、中小企業等の経営安定を図るため、補助金等の交付事業を講じてきた。また、「甲斐市創業支援等事業計画」に基づき、県が実施する起業支援事業や認定支援機関と連携し、創業・起業者の創出を図っている。

##### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本地域の経済発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に8件程度の先端設備等導入計画の

認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本市の産業は、卸売業・小売業から、製造業、建設業まで、多岐に渡る業種が本市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本市の産業は、広域に点在しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から本計画の対象区域は、本市の全域を対象とする。

### (2) 対象業種・事業

本市の産業は、卸売業・小売業から、製造業、建設業まで多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進などの多様な事業が想定される。したがって本計画においては、労働生産性は年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・市税等を滞納している者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。